

指定通所介護重要事項説明書【令和6年4月1日版】

通所介護サービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者

| | |
|---------|---------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 長寿会 |
| 事業所の所在地 | 山陽小野田市大字小野田11324-10 |
| 代表者 | 理事長 長澤孝明 |
| 電話番号 | (0836) 84-2424 |

2 ご利用の事業所

| | |
|-------------|------------------------|
| 事業所の名称 | デイサービス施設明寿香園 |
| 管理者の氏名 | 上村篤子 |
| 電話番号 | (0836) 84-5507 |
| ファクシミリ番号 | (0836) 84-4630 |
| 指定年月日及び指定番号 | 2014年4月1日 第3570900088号 |
| 開園年月日 | 1984年12月1日 |
| 定員 | 30名 |

3 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づき策定した個別の通所介護計画により、個々に適切なサービスを提供し、利用者の日常生活機能の維持・改善と、社会的孤立の解消及び社会関係の維持・改善を図ることを目的とします。 |
| 運営方針 | <ol style="list-style-type: none">ご利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努めます。ご利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供します。特に、認知障害のある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応し、サービスの提供ができる体制を整えます。ご利用者又はその家族に、サービスの内容及び提供方法について、わかりやすく説明します。介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を |

| | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>行います。</p> <p>5　自らのその提供する指定通所介護の評価を行い、常に改善を図ります。</p> <p>6　地域との結びつきを重視し、近隣市町、居宅介護支援事業者等他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 職員の職種、員数及び職務内容

| 職種 | 員数 | | | | 職務内容 | |
|---------|----|----|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| | 常勤 | | 非常勤 | | | |
| | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 | | |
| 管理者 | | 1 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の管理及び指導 ・事業の統括 | |
| 生活相談員 | 1 | 1 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族に対する相談援助 ・事業所内のサービスの調整 ・関係機関との連携 | |
| 看護職員 | | 2 | | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・必要な処置 | |
| 介護職員 | 3 | 3 | 1 | | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的心身の状態等の把握 ・日常生活上の介護 | |
| 機能訓練指導員 | 1 | 2 | | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活機能維持改善のための機能訓練 | |

5 職員の勤務体制

| 従業員の職種 | 勤務体制 |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 生活相談員 | 月曜日～土曜日（8時00分～17時00分） ※原則として1名生活相談員が勤務します。 |
| 看護職員 | 月曜日～土曜日（8時00分～17時00分） ※原則として1名～2名看護職員が勤務します。 |
| 介護職員 | 月曜日～土曜日（8時00分～17時00分） ※原則4名の介護職員が勤務します。（利用者人員により変更があります。） |
| 機能訓練指導員 | 月曜日～土曜日（8時00分～17時00分） ※原則として1名～2名機能訓練員（看護職員兼務）が勤務します |

6 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：8時00分～17時00分

サービス提供時間：9時30分～15時30分（6時間）

※ 早朝対応（7時30分～8時00分）、夕刻対応（17時00分～18時30分）については、要相談にて対応いたします。

※8月15日～16日、12月30日～1月3日を除く

7 事業の実施地域

通常の事業実施地域は、山陽小野田市及び、宇部市西部（厚南、西宇部、黒石及び原校区）です。

8 当事業所が提供するサービス

（1）介護保険の給付対象となるサービス

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 送迎 | ご利用者の心身状態、地理的条件等により、普通車／軽自動車／軽リフト車をいずれかを用いて、円滑な送迎を行います。 |
| 健康状態の確認・管理 | バイタル測定（血圧・脈・体温）を行い、健康状態を把握して、サービスを提供します。 |
| 入浴 | ご利用者個々の要介護状態に応じて、入浴介助又は、清拭を行います。歩行が、困難なご利用者にはリフトを用いて、入浴できます。（選択サービスです。） |
| 食事 | ご利用者の状況に応じて適切な形態の食事を提供します。適切な食事介助を行うと共に、食事の自立に向けた援助を行います。 |
| 排泄 | ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けた援助を行います。 |
| 相談援助 | ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。 |
| アクティビティ／行事 | ご利用者の希望を把握し、他者との交流、心身のリフレッシュ、生きがい作りを重点において実施します。また、季節感のある活動を行います。 |
| 個別機能訓練 | ご利用者の状況に適した個別の機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。（選択サービスです。） |
| 口腔ケア | 食前の口腔体操を行い、ご利用者の咀嚼や嚥下の改善を図ります。また、食後のうがい・歯磨き、入れ歯の手入れを指導し、口腔内の清潔を図ります。 |

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額をご負担いただきます。

① 食事の提供・材料（食材費等）

ご利用者に提供する食事の調理・材料にかかる費用です。

料金：1回あたり 560円

② 行事、レクリエーション活動

ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等を実費でいただきます。

③ 通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者に対して行う送迎に要する費用

送迎距離片道 5kmまで 1回につき 500円

送迎距離片道 5km以上 1回につき 1km増すごとに 100円を加算

④ 営業時間外サービス

ご利用者の希望により通常の営業時間外（8時00分～17時00分）のサービスを利用する場合、延長サービスに要する費用（送迎サービスを含みます。）です。

7時30分～8時00分 30分あたり 300円

17時00分～18時30分 30分あたり 300円

※ 利用料金は、別表利用料金表をご参照ください。

9 利用の中止、変更、追加

利用予定の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスを中止又は変更、若しくは、新たにサービスの追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに、当事業所に申し出てください。

サービス実施日当日に、ご利用者の都合により、通所介護サービス提供を中止される場合、朝8時00分までに当事業所に申し出てください。

通所介護サービス利用中止の申し出がないまま、当日の利用を中止される場合、取り消し料として当日の利用料金相当額をお支払いいただきます。但し、ご利用者の体調不良等やむ得ない事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

10 相談・苦情の申し立て先

| | |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当施設受付窓口 | 窓口担当者：主任生活相談員 窓口責任者：管理者 受付時間：月曜日～土曜日（8時00分～17時00分） ※国民の祝日、8月15日～16日、12月30日～1月3日を除く TEL：(0836) 84-5507 （デイサービス施設明寿香園） (0836) 84-2424 （特別養護老人ホーム長寿園） |
| 苦情解決第三者委員 | 3名 |
| 山陽小野田市役所 介護保険係 | 住所：山陽小野田市新生町1-1-2 TEL：(0836)82-1172 |
| 宇部市高齢者 総合支援課介護保険係 | 住所：宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL：(0836)34-8396 |
| 山口県国民健康保険団 体連合会 介護保険課苦情相談係 | 住所：山口県山口市朝田1980番地7 TEL：(083)995-1010 |

11 秘密保持

職員は、業務上知り得たご利用者及び家族の個人情報を漏らしません。職員が、退職した後も同様です。また、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

ご利用者及び家族の個人情報については、当法人の個人情報に関する基本方針に基づき適正且つ、適切な取り扱いに努め、個人情報の保護を図ります。

12 非常災害対策

災害時においては、消防計画や防災マニュアルに基づき、利用者の安全確保に努めます。

災害・非常時に必要な設備、備品を備えるとともに、定期的に訓練を実施し、災害時に、迅速、適切に行動できるよう努めます。

13 緊急時及び事故発生時の対応

ご利用者の体調の急変時には、ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、主治医の指示に従い適切に対処します。また緊急連絡先に連絡します。

当事業のサービス提供により、事故が発生した場合は、緊急連絡先及び居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行い、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって対処し速やかに損害賠償を行います。また事故原因を解明し、再発防止を講じます。

14 サービスのご利用にあたっての留意事項

① 介護被保険者証等の提示

- (1) 介護保険者証の更新ごとに、提示ください。
- (2) 社会福祉法人等利用者負担減免確認証等をお持ちの方は、提示ください。

② 送迎時間の連絡

- (1) サービス開始前に時間と搭乗場所の確認をいたします。
- (2) 交通事情により予定時刻に遅延する場合があります。

③ 体調確認

- (1) 来園時に、健康チェックを行います。
- (2) その他、隨時、様子観察を行い、体調が悪い場合は、ご家族に連絡します。

④ サービスの中止・変更

以下の場合には、ご利用者又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合があります。

- (1) ご利用者の風邪、疾病等によりサービス継続することが困難な時。
- (2) 天候不順（台風・降雪等）又は災害等によりサービスの実施が困難な時。

⑤ 設備、器具のご利用

- (1) 快適に、安全に当事業所をご利用いただくために、事業所内の設備、器具をご利用される場合は、職員にお声をかけてください。
- (2) 車椅子・歩行器等につきましては、当事業所で用意しておりますが、ご利用者で使いなれたものをご持参いただいても結構です。

⑥ 所持品に対する注意事項

- (1) タオル、靴、上着、下着、カバン等の持ち物には、名前をご記入ください。
- (2) お金（利用料金以外）や、貴重品等のご持参は、お控えください。

⑦ 禁止事項

- (1) 喧嘩、口論等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治、宗教活動等を行うこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

⑧ 緊急連絡先と主治医

緊急連絡先や主治医の変更があった場合には、速やかに届けてください。

1.5 高齢者虐待防止

- 職員は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者：管理者
 - ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員間で周知徹底を図ります。
 - ③研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
 - ④個別支援計画書の作成等、適切な支援の実施に努めます。
 - ⑤職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ⑥高齢者虐待防止のための指針に沿って取り組みます。

1.6 身体拘束の禁止

- 行動を制限する身体拘束は原則として行いません。但し、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、次の手続きにより行います。
- ①「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たすことを関係職員で十分検討します。
 - ②ご利用者及びそのご家族に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を詳細に説明し、ご理解と同意を得ます。
 - ③拘束の記録及び観察、再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除します。

1.7 感染症対策・業務継続の取り組み

- 衛生管理や手洗い等、平常時の感染予防対策に努めるとともに、感染症発生時には、迅速かつ適切な対応を図り、蔓延防止と早期収束に努めます。
- 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、定期的な委員会の開催や、研修及び訓練の実施を行います。

通所介護サービス利用料金表【令和6年4月1日版】

(1) 介護保険の対象のサービス 通所介護費（所要時間 6 時間以上 7 時間未満）

| 介護給付 | 単位 | 利用者負担分 (1割) | 利用者負担分 (2割) | 利用者負担分 (3割) |
|------|------------|----------------|----------------|----------------|
| 要介護1 | 584 単位/日 | 584 円/日 | 1,168 円/日 | 1,752 円/日 |
| 要介護2 | 689 単位/日 | 689 円/日 | 1,378 円/日 | 2,067 円/日 |
| 要介護3 | 796 単位/日 | 796 円/日 | 1,592 円/日 | 2,388 円/日 |
| 要介護4 | 901 単位/日 | 901 円/日 | 1,802 円/日 | 2,703 円/日 |
| 要介護5 | 1,008 単位/日 | 1,008 円/日 | 2,016 円/日 | 3,024 円/日 |

| 加算 | 単位 | 利用者負担分 (1割) | 利用者負担分 (2割) | 利用者負担分 (3割) |
|---------------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 入浴介助(Ⅰ) | 40 単位/日 | 40 円/日 | 80 円/日 | 120 円/日 |
| 個別機能訓練(Ⅰ)ロ | 76 単位/日 | 76 円/日 | 152 円/日 | 228 円/日 |
| 個別機能訓練(Ⅱ) | 20 単位/月 | 20 円/月 | 40 円/月 | 60 円/月 |
| サービス提供体制強化(Ⅰ) | 22 単位/日 | 22 円/日 | 44 円/日 | 66 円/日 |
| 科学的介護推進体制 | 40 単位/月 | 40 円/月 | 80 円/月 | 120 円/月 |

| | |
|-------------|-------------------|
| 介護職員処遇改善(Ⅰ) | 1か月の利用料金に 9.2% 加算 |
|-------------|-------------------|

※生活保護法介護券、社会福祉法人等負担減免確認証等の交付を受けられている方は、上記の料金と異なります。

(2) 介護保険の給付対象にならないサービス料金（1 日あたり）

| | |
|-----------------|---------|
| 食事の提供・材料費（食材費等） | 560 円／日 |
|-----------------|---------|

※実施地域以外の送迎料金と営業時間外サービス料金等は、8当事業所が提供するサービスをご参照ください。

※入浴介助加算、個別機能訓練加算Ⅰロ・Ⅱについては、選択実施しない場合は、料金がかかりません。